

受益者負担の適正化（使用料の見直し）
に関する指針

平成29年8月

企画財務部企画調整課

平成 19 年 10 月 31 日市長決裁
平成 21 年 1 月 19 日一部改正
平成 26 年 8 月 5 日一部改正
平成 26 年 11 月 11 日一部改正
平成 29 年 8 月 17 日一部改正

目 次

| | |
|----------------------|----------|
| 一 基本的考え方 | ……………p 1 |
| 1 使用料設定の基本 | |
| (1) 使用料設定に関する基本的考え方 | |
| (2) 検討対象施設 | |
| 2 原価の算定 | ……………p 2 |
| (1) 原価算定の基本的考え方 | |
| (2) 使用料算定の方法 | |
| (3) 使用料算定式の特例 | |
| 3 施設の性質別分類と負担割合 | ……………p 4 |
| (1) 性質別分類に関する基本的考え方 | |
| (2) 性質別分類 | |
| (3) 各分類枠の考え方と受益者負担割合 | |
| (4) 施設を各分類枠へ仕分けする方法 | |
| 二 円滑な改定のための措置 | ……………p 6 |
| 1 改定率の制限 | |
| 2 近傍施設の料金との調整 | |
| 3 政策的な判断基準 | |
| 三 減額・免除制度について | ……………p 6 |
| 1 減額・免除制度の基本的考え方 | |
| 2 その他の取り扱い | |
| 四 その他 | ……………p 8 |
| 1 指定管理者制度導入施設 | |
| 2 市外利用者の利用について | |
| 3 改定のサイクル | |

※ 指定管理者制度を導入している施設においては、「使用料」を「利用料」と読み替えるものとする。

一 基本的考え方

1 使用料設定の基本

(1) 使用料設定に関する基本的考え方

① 受益者負担の原則

市民が市の施設を利用する際、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担(使用料等)をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保される。これが受益者負担の考え方である。

施設の建設費、維持管理費等の経費については、そのすべてを公費で負担することは困難であるから、「受益者負担の原則」に基づき、原価(コスト)について受益者に応分の負担を求めることとする。

② 算定方法の明確化

市が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要がある。

国や県が算定している経費を基に使用料を定めているものや、近隣市町村との統一基準により改定を行っているものについても、基本的には市独自の算定方法を明確にしていくものとする。

そこで、積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や負担割合などの定め方に係る基本的な考え方について整理することとする。(2ページ以降参照)

使用料算定の基本的方式は、下記のとおりとする

使用料算定の基本的方式

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合}$$

原価:施設の維持管理費、人件費等を基に算定

性質別負担割合:各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合(4ページの「3 施設の性質別分類と負担割合」参照)

(2) 検討対象施設

次の①②の施設以外は、すべて検討対象施設とし、目的外使用に係る場合は除くものとする。

※予算科目の使用料収入にあたる施設に限定しない。(負担金収入・雑入の施設なども一部含む)

① 算定方法が法令等で定められている施設

(国・県の機関が算定している経費を基に使用料額を定めている施設。)

例:市営住宅

② 措置または介護サービスとしての施設

例:知的障害者援護施設、デイサービスセンター

2 原価の算定

(1) 原価算定の基本的考え方

① 原価の基礎

従来、市が使用料の積算根拠としてきたのは、光熱水費、清掃料、修繕費など施設の維持管理経費の一部が主なものであった。しかし、「負担の公平性」を確保する観点からは、従来の経費だけではなく、施設の建設からサービスの提供に至る全ての経費を対象とした上で、妥当と思われる「積算根拠」を選定し、適正な受益者負担額(=使用料)を設定する必要がある。

そこで、施設の整備・運営に要する経費であるア. 維持管理費、イ. 職員人件費、ウ. 備品購入費(減価償却費)、エ. 用地取得費、オ. 建物建設費(減価償却費)等のうち、専ら市民が日常的に利用する部分に要する経費を使用料の「原価の基礎」とすることが妥当である。

すなわち、従来の「ア. 維持管理経費」に、「イ. 職員人件費のうち施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費」及び「ウ. 高額備品を除く備品購入に要する経費」を加えて、新たな「原価の基礎」とするものとする。

② 公費で負担する範囲

(ア) 土地及び建設費

当該施設に係る土地代、建物建設費を使用料の積算根拠に含めることは施設の設置及び管理に係るフルコストという意味では必要であると考えられる。

一方、これらの施設は「市民全体の財産」であり、土地代、建物建設費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であると考えられ、使用料の対象となる経費からは除外することが適当である。

よって、使用料の「原価の基礎」には、原則として土地代や建物の減価償却費は含まないものとする。

(イ) 大規模修繕費及び高額備品購入費

施設の維持管理費のうち大規模修繕費(おおむね1千万円以上)や高額備品購入費(おおむね百万円以上)についても、上記(ア)の経費に準じるものとして公費で負担するものとする。

負担別原価分類表

<公費負担の範囲>

- ・用地取得費(用地賃借料を含む)
- ・建物建設費(減価償却費含む)
- ・維持管理費(大規模修繕費、高額備品購入費)
- ・職員人件費(下記の人件費を除いた、施設の事業運営等に係る人件費)

< 受益者負担の範囲 >

- ・恒常的維持管理費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、修繕費、使用料及び賃借料等)
- ・備品購入費(減価償却費含む) ※耐用年数:減価償却資産の耐用年数等に関する省令による
- ・職員人件費(施設の維持管理や貸出し業務等に係る人件費)

(2) 使用料算定の方法

① 原価の単位

原価の単位は、次の(ア)(イ)(ウ)に大別する。

(ア) 1㎡当たりの時間原価

会議室の利用のように、ある一定の部屋(区画)を、貸し切り(占有)で利用する場合には、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じ施設ごとの「原価」とする。ただし、公民館等同一種類の施設については、当該同一種類の全施設について統一した「原価」を設定することができる。

$$1\text{㎡}\cdot 1\text{時間}\text{当たりの原価} = (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間}$$

※年間使用可能時間＝前年度の使用実績を基に設定した、当該年度の使用時間

(イ) 利用者1人当たりの原価

温水プールなどのように、ある一定の部屋(区画)を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人当たりの原価を単位とする。

$$1\text{人}\text{当たりの原価} = (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設利用者目標数}$$

※施設利用者目標数＝前年度の利用実績を基に設定した、当該年度の利用者数

(ウ) 付帯設備の原価

施設に付帯している冷房、音響設備及び特殊な照明等の設備については、利用者が選択可能な場合は、(ア)とは別に、1時間当たりの原価を算定する。

$$1\text{時間}\text{当たりの原価} = 1\text{時間}\text{当たりの原価} \text{ (理論値又は実績値)}$$

② 使用料の算定式

会議室の利用のように、ある一定の部屋(区画)を、貸し切り(占有)で利用する場合には、使用料の算定は以下のとおりとする。

$$\text{1時間当たりの使用料額} = \text{原価 (1m}^2\text{当たりの時間原価} \times \text{貸出面積)} \times \text{性質別負担割合}$$

※性質別負担割合:各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合
(5ページ「(3)各分類枠の考え方と受益者負担割合」参照)

③ 端数処理について

受益者負担の観点を十分に留意しつつ、施設ごとの料金の単位に応じて適切に設定すること。

(3) 使用料算定式の特例

- ① 祝日に利用する場合は、上記算定式にかかわらず、負担別原価分類表のうち、公費で負担する範囲で示した用地取得費、建物建設費、維持管理費及び職員人件費（以下、「用地取得費等」という。）の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとする。
- ② 使用目的が専ら販売、入場料等を徴収するなど営利を目的とする場合は、上記算定式にかかわらず、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとする。

3 施設の性質別分類と負担割合

各施設サービスの性質別分類に関する基本的考え方と、受益者・行政の負担する割合について以下のとおり定める。

(1) 性質別分類に関する基本的考え方

市の施設には、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがある。一方、体育施設や公民館など特定の市民が利益を受けるサービスで、民間にも類似のサービスが存在するものもある。

使用料の設定に当たっては、このような施設ごとのサービスの内容について検討し、サービスの性質別に、原価に対する「受益者負担割合」を設定するものとする。

(2) 性質別分類

施設ごとのサービス内容に基づく性質別分類は、前記(1)に基づき、以下の基準による仕分を組み合わせることにより、4分類枠(性質別仕分)を設定し、それぞれの施設が、どの分類枠に属するかを整理する方法により行う。

○サービス内容が必需的か選択的かによる区分【横軸】

① 必需的サービス

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされるサービス

② 選択的サービス

生活や余暇をより快適にするためのサービスで、人によって必要性が異なるサービ

ス

○サービスの内容が私益的か公益的かによる区分【縦軸】

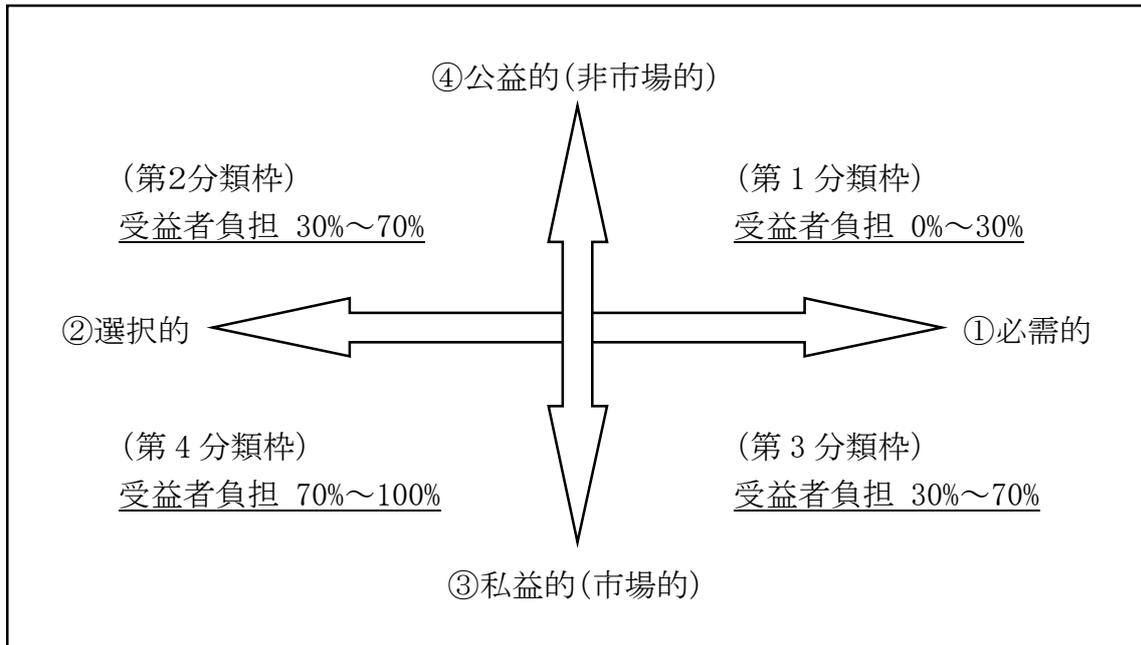
③私益的(市場的)サービス

民間でも同種類似のものが提供されているサービス

④公益的(非市場的)サービス

民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(3) 各分類枠の考え方と受益者負担割合



○第1分類枠・・必需的・公益的サービス

専ら行政が提供するサービス

受益者負担割合は、0%~30%

○第2分類枠・・選別的・公益的サービス

人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス

受益者負担割合は、30%~70%

○第3分類枠・・必需的・私益的サービス

主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス

受益者負担割合は、30%~70%

○第4分類枠・・選別的・私益的サービス

人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス

受益者負担割合は、70%~100%

(4) 施設を各分類枠へ仕分けする方法

施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行う。

二 円滑な改定のための措置

本指針の基本的な考え方を踏まえた上で、個々の施設において以下の措置について考慮できるものとする（新規に使用料を算出する場合を除く。）。

1 改定率の制限

本指針に基づき、使用料の原価の基礎に「職員人件費」を加えることや、施設の性質別分類を行うことにより、使用料が急激な負担増とならないようにするため、改定率の制限を設けることができるものとする。但し、使用料算定式の特例②を適用し、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含める場合、2年を超えない期間を目途として本措置を廃止するとともに段階的に使用料の引き上げを設定するものとする。

現行料金の額に応じて、以下のとおり上限改定率を設定する。

| 現行料金 | 上限改定率 |
|--------------------|-------|
| 500円以下 | 50% |
| 500円を超え2,000円以下 | 40% |
| 2,000円を超え10,000円以下 | 30% |
| 10,000円を超える | 20% |

※ 現行料金とは、施設使用の場合は1時間当たりの、プール等の個人利用の場合は1回当たりの使用料金とする。

2 近傍施設の料金との調整

近隣市町村や類似団体並びに民間施設と比較して使用料額に大きな格差が生じるような場合は、調整することができるものとする。

3 政策的な判断基準

その他使用料を改定することにより、利用率の低下等施設本来の利用目的を損なう恐れがある場合は、調整することができるものとする。

三 減額・免除制度について

1 減額・免除制度の基本的考え方

減額・免除制度については、「受益者負担の原則」徹底の観点から、あくまでも「政策的で特例的な措置」であることを確認し、その適用については、真にやむを得ないものに限

定する。また、よりいっそうの公平性・公正性を確保するため、減額・免除については、以下のとおり共通の適用事由及び設置目的に応じた個別事由を定め、できるだけ共通の対応となるよう基準の統一を図るものとする。

ただし、その他市長が特に必要と認める場合は、以下の規定とは別に免除若しくは減額できるものとする。その場合でも「市民負担の公平性」と「公共性・公益性」とを十分検討した上、判断するものとする。

(1) 共通の適用事由

| 個人にかかる規定 | 団体にかかる規定 |
|----------------------------|---|
| ① 障がい者(介助者1名含む)が利用するとき【減額】 | ② 本市及び本市の機関が主催するとき【免除】 ② 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき【免除】 ③ 市及び本市の機関が共催するとき【減額】 ④ 公共的団体、登録団体等が行政活動への協力目的で利用するとき【免除】 ⑤ 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用するとき【減額】 |

(2) 設置目的等に応じた個別適用事由

| 個人にかかる規定 | 団体にかかる規定 |
|---|--|
| ① 65歳以上の者が利用するとき【減額】 ② 学齢前の幼児、小・中学生並びに高校生が利用するとき【減額】 | ① 市内の保育園、幼稚園、小・中学校及びその他の学校が教育目的で利用するとき【減額】 ② 公共的団体が本来の活動目的で利用するとき【減額】 ③ 構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用するとき【減額】 ④ 構成員の半数以上が中学生以下の団体が利用するとき【減額】 |

※ 団体にかかる規定（原則10人以上とする）

(3) 回数の制限

施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする。

(4) 団体にかかる減額の設定

団体にかかる減額については、団体の属性によって異なる場合、収納事務上の煩雑さが増すことから、できるだけ簡素な構造とする。また、利用者・非利用者間の公平性を担保する上からは、利用者である受益者が負担する分と、市(公費)が負担する分を「等分」とする。

従って、一律に5割減額とする。

(5) 個人にかかる減額の設定

個人については、以下のとおりとする。

なお、適用する施設は、プール、トレーニング室など個人利用を想定した施設に限るものとする。ただし、減額・免除規定の適用後の金額で使用料を設定できるものとする。

通常料金に対して

| | |
|--------|--------|
| 障がい者 | 5割減額 |
| 65歳以上 | 〃 |
| 高校生 | 2.5割減額 |
| 小中学生 | 5割減額 |
| 学齢前の幼児 | 7.5割減額 |

2 その他の取り扱い

(1) 免除・減額事務の省略

使用料を減額・免除する場合、基本的にはその都度申請に基づき決定すべきものであるが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化を図る。

(2) 資格の有無の確認

減額・免除を適用するために、資格の有無を確認する必要がでてくる。①年齢、②障がいの有無、③団体の構成人数、④団体の性格等が判断基準となっていることから、それぞれについて妥当な方法により確認をするものとする。

四 その他

1 指定管理者制度導入施設

当該施設に指定管理者制度を導入する際は、あらかじめ本指針に基づき、利用料の算定や政策判断としての減額免除の範囲について、双方で協議を行い、協定書を締結するものとする。

また、既に導入している施設については、本指針に基づく利用料金と現行料金を比較し、現行料金が下回る場合は、次年度以降の利用料金の適正化について指定管理者と協議を行うものとする。

2 市外利用者の利用について

施設等における費用は、市費(税)負担であり、公平性・公正性を確保する観点からも、市外利用者については、適切な負担を求めることができるものとする。

なお、そのうち市内在学者及び市内在勤者の利用については、この限りではない。

3 改定のサイクル

一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として4年ごとの見直しとする。